

第24号議案

豊川市職員給与条例等の一部改正について

豊川市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員給与条例等の一部を改正する条例

(豊川市職員給与条例の一部改正)

第1条 豊川市職員給与条例(昭和27年豊川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p><u>(在宅勤務等手当)</u></p> <p>第11条の3 <u>住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他市長が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p> <p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、市長が</u></p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p>

定める。 (特殊勤務手当) 第12条 (略)	(特殊勤務手当) 第12条 (略)
------------------------------	----------------------

(豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） <u>報酬、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） <u>給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域手当等)</p> <p>第7条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当</u>については、常勤職員の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p>第8条の2 <u>任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対し、常勤職員の例により、勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） <u>報酬及び期末手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） <u>給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>(地域手当等)</p> <p>第7条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、<u>特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当</u>については、常勤職員の例による。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第9条 (略)</p>

<p>(期末手当) 第17条 (略) <u>(勤勉手当)</u> 第17条の2 <u>任期のうち1週間当たりの勤務時間が29時間以上と定められた期間が継続して6月以上にわたるパートタイム会計年度任用職員に対し、常勤職員の例により、勤勉手当を支給する。</u> 2 <u>前条第2項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。</u> (報酬の減額) 第18条 (略)</p>	<p>(期末手当) 第17条 (略)</p> <p>(報酬の減額) 第18条 (略)</p>
---	--

(豊川市労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 豊川市労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類及び基準) 第3条 労務職員の給与の種類は、次の各号に掲げる労務職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 次号及び第3号に掲げる労務職員以外の労務職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u> (2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である労務職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u> (3) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である労務職員 給料、地域手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当</u> 2 (略)</p>	<p>(給与の種類及び基準) 第3条 労務職員の給与の種類は、次の各号に掲げる労務職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 (1) 次号及び第3号に掲げる労務職員以外の労務職員 給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員である労務職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>_____ (3) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員である労務職員 給料、地域手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当 2 (略)</p>

(豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(労務職員給与条例の適用)</p> <p>第13条 労務職員である任期付短時間勤務職員に対する豊川市労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年豊川市条例第14号）第3条の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは「給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」と、同条第2項中「、豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊川市条例第33号）又は豊川市職員退職手当支給条例（昭和30年豊川市条例第25号）」とあるのは「又は豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）」とする。</p>	<p>(労務職員給与条例の適用)</p> <p>第13条 労務職員である任期付短時間勤務職員に対する豊川市労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年豊川市条例第14号）第3条の規定の適用については、同条第1項第1号中「給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当」とあるのは「給料、地域手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」と、同条第2項中「、豊川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊川市条例第33号）又は豊川市職員退職手当支給条例（昭和30年豊川市条例第25号）」とあるのは「又は豊川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊川市条例第15号）」とする。</p>

(豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 豊川市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年豊川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 (単身赴任手当)</p>

第6条の2 (略)

(在宅勤務等手当)

第6条の3 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして市長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、市長が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第7条 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第18条 上下水道事業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 (略)

第6条の2 (略)

(特殊勤務手当)

第7条 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第18条 上下水道事業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当

2 (略)

(豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年豊川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任	3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任

手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(単身赴任手当)

第9条 (略)

(在宅勤務等手当)

第9条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第10条 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第25条 病院事業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 (略)

手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

(単身赴任手当)

第9条 (略)

(特殊勤務手当)

第10条 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第25条 病院事業職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 給料、地域手当、通勤手当_____、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____及び退職手当

2 (略)

(豊川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 豊川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年豊川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第18条の9第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員</p> <hr/> <p>_____のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市長が定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第18条の9第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く。)のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)</p> <hr/> <p>_____が職務に復帰した場合において、他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、市長が定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、給与制度の適正化を図るため、在宅勤務等手当を創設するとともに、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるようにする必要があるからである。